

令和6年11月29日以降に申請する訓練科の認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	デジタルリテラシー要素の必須化を除き、令和6年11月29日以降に申請する訓練科から適用されます。
2	認定基準 留意事項(本文) 別紙19 認定様式第5号添付書類4	デジタルリテラシー要素の必須化について	令和7年4月1日以降に開講する訓練コースについては、別紙19に添付されている「DXリテラシー標準の項目の一覧」に記載された、各訓練コースの内容に関連するデジタルリテラシーの内容を設定する必要があります。そのため、令和7年4月1日以降に開講する訓練コースについては、訓練分野に関わらず、認定様式第5号添付書類4「デジタルリテラシーを含むカリキュラムチェックシート」の提出が必須となります。
3	留意事項(本文)	職場見学及び職場体験の引率について	受講者を複数のグループに分けて実施する場合は、グループ個々に訓練実施機関の担当者が引率するなど、その管理(出欠管理を含む。)の下に行う必要がある旨を明記しました。
4	留意事項(本文) 認定様式第5号(記載例) 認定様式第6号(記載例)	別紙9「訓練日数及び訓練時間数等の記入方法について」の廃止について	別紙9「訓練日数及び訓練時間数等の記入方法について」の記載内容を本文及び様式の記載例に組み込み、別紙9を廃止しました。
5	留意事項(本文) 別紙6、別紙14	訓練実施施設の要件について	訓練実施施設の要件について、具体的に記載するとともに、一部文言の修正を行いました。
6	別紙3	食事時間の設定について	午前中で終了する訓練コースなど、実施機関の判断により食事時間の設定をしない訓練コースの設定も可能であることを明記しました。
7	別紙12 別紙14	キャリアコンサルティングをオンラインで設定する場合について	キャリアコンサルティングをオンラインにより実施する場合は、認定様式第6号「日別計画表」の「キャリアコンサルティング実施予定表」の「備考欄」に「オンライン(単独型又は混在型)」と記載し、コース案内に、キャリアコンサルティングについては、オンライン形式により実施する旨を記載するようにしました。
8	認定様式第7の1号 認定様式第10号 認定様式第18号	裏面(求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について)の内容について	裏面(求職者支援訓練を担当する講師が満たすべき認定基準について)の内容について、別紙9の記載にあわせて修正しました。
9	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	